

家庭系一般廃棄物収集運搬業務に係る受託候補者公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、家庭系一般廃棄物収集運搬業務の受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、選定することを目的とする。

2 業務の概要

①業務名	家庭系一般廃棄物収集運搬業務
②業務内容	別紙 「家庭系一般廃棄物収集運搬業務仕様書」 のとおり
③履行期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間
④事業費	総事業費（可燃物及び不燃物・資源物） 4,116,000円（消費税及び地方消費税相当額含む） （うち、可燃物収集運搬業務） 2,394,000円（消費税及び地方消費税相当額含む） （うち、不燃物及び資源物収集運搬業務） 1,722,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式をとる。

- ・審査は、一次審査（書類）を実施し、必要に応じ二次審査（面接）を実施する。
- ・選定は、可燃物収集運搬業務と不燃物及び資源物収集運搬業務の選定を実施する。
- ・可燃物収集運搬業務、不燃物及び資源物収集運搬業務ともに応募することができる。

4 担当部署

山江村役場健康福祉課 保健衛生係

所在地：〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356-1

TEL：0966-24-1700 FAX：0966-24-5669

5 参加資格

このプロポーザルは、公募型プロポーザルとし、次の要件を満たした事業者の中から公募する。

(1) 事業者に対する要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 村内又は人吉球磨管内に事業所を有し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定により山江村長から一般廃棄物収集運搬業務の許可を得ている者
- ③ 国税及び地方税を滞納していないもの
- ④ 山江村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号の暴力団に該当しない者及び同条第 2 号の暴力団員を含んでいない者
- ⑤ 山江村及び熊本県から公共事業等に係る指名停止の処分を受けていない者

(2) 2 社以上による共同の企画提案について

2 社以上の事業者で本実施要領及び別紙の仕様書のとおり企画提案を行う場合においては、(1) の要件を満たす事業者であればこれを認める。

6 全体スケジュール

事業候補者決定までのスケジュール（概要）は以下のとおりとする。

内容	実施時期	提出場所等
① 公表・公募開始	令和 7 年 2 月 25 日(火)	山江村ホームページに公開 (村内回覧にて周知)
② 参加申出書・辞退届の受付	令和 7 年 3 月 5 日(水)まで	参加申出書を持参又は郵送 (必着)
③ 提案に関する質疑の受付	令和 7 年 3 月 5 日(水)まで	持参又は郵送 (必着)
④ 質疑に対する回答	令和 7 年 3 月 7 日(金)	参加申出者すべてへ送付
⑤ 提案書等の提出	令和 7 年 3 月 12 日(水)まで	提案書は、正本 1 部と副本 4 部を持参又は郵送 (必着)
⑥ 第 1 次審査会	令和 7 年 3 月 17 日(月)予定	
⑦ 第 1 次審査結果通知書送付	令和 7 年 3 月 19 日(水)予定	
⑧ 第 2 次審査会	令和 7 年 3 月下旬頃	
⑨ 第 2 次審査結果通知書送付	令和 7 年 3 月下旬頃	
⑩ 契約前の業務内容の協議	令和 7 年 3 月末まで	
⑪ 契約	令和 7 年 4 月 1 日	議会の議決を得られたとき

7 参加申出書について

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申出書（様式第1号）
- (2) 提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）にて担当部署宛へ提出

8 提案に関する質疑の受付について

- (1) 提出書類 質疑書（様式第2号）
- (2) 提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）にて担当部署宛へ提出
- (4) 回 答 令和7年3月7日（金）各社へ質問事項と回答をFAXにて送付

9 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年3月12日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 原本1部・写し4部を持参又は郵送（提出期限までに必着）にて担当部署宛へ提出
- (3) 提出書類
 - ①代表者の履歴書又は事業所を証明する書類
 - ②業務実施者の運転免許証の写し
 - ③提案書（様式第3号）※下記注意事項に留意すること。

【提出書類注意事項】

《提案書》

仕様書に基づき、以下の項目について、提案者の特色が分かりやすい提案書にすること。

○組織体制について

項 目	内容等
事業に対する理解度	一般廃棄物収集運搬業務を理解した提案となっているかどうか。
事業に対する意欲	事業実施に対する意欲は十分か。
車両の管理	車両の管理において十分な知識があるか。
経営能力	経営面から安定的、持続的な業務遂行が可能か。
管理運営体制	業務の管理体制及び指揮命令系統は万全か。
営業所・車庫の位置	車庫の位置は業務遂行に支障ないか。

○安全管理について

安全管理の規定等	安全管理規定及び計画が示されているか。
収集員の教育・研修	収集員の教育及び研修は充実しているか。
緊急時の対応（収集員）	事故又は病気の際の対応策は適切か。
緊急時の対応（車両）	事故又は車両故障の際の対応策は適切か。
事故処理の体制	事故時の処理体制及び方針は万全か。

○適正な事業費の算出及びコスト対策

事業経費の算出	事業経費の算出根拠が明確で、妥当性があるか。 ※受託期間中に採算がとれるか。
コスト意識	コスト削減について効果的な提案がされているか。
業務の効率化	効率的な収集ルートを構築しているか。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

【第1次審査会】※日程については、予定であり、前後する可能性有り。

- ① 審査基準に基づき、受託候補者選考委員会による審査会を実施する。

期日は、令和7年3月17日(月)に実施予定とし、第2次審査通過者を決定し、結果を令和7年3月19日(水)に郵送する。

- ② 第2次審査通過者においては、結果と第2次審査の日程を通知する。

【第2次審査会】※日程については、予定であり、前後する可能性有り。

- ① 審査基準に基づき、受託候補者選考委員会による審査会を実施する。

日程は、令和7年3月19日(水)発送の通知文に記載する。

- ② 審査結果は、令和7年3月下旬に文書で通知する。

- ③ 審査会は、一次審査で提出した書類の説明及び面接を実施し、目安として1社につき30分とする。(説明20分・面接10分)

(2) 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- ① 組織体制
- ② 安全管理
- ③ 適正な事業費の算出及びコスト対策

11 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) その他本実施要領に違反すると認められた場合

12 契約

- (1) 村と事業候補者は、契約内容等について確認を行い、契約を締結する。
- (2) 契約書の締結までに、事業候補者が応募資格を満たさないと判明したとき又はその他の理由により契約書を締結できなくなった場合、村は審査結果の次点の者と順次協議を行うものとする。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案書類の作成のため山江村から受領した資料等は、山江村の許可なく公表することができない。又、使用することもできない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 「プロポーザル参加申出書（様式第1号）」を提出した後に、本プロポーザルを辞退する場合は、必ず「辞退届（様式第4号）」を提出すること。
- (7) 審査結果についての情報開示及び質問・異議申し立ては一切受け付けない。